

つくばみらい市訓令 11号

つくばみらい市戸籍事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年8月24日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市戸籍事務取扱規程の一部を改正する訓令

つくばみらい市戸籍事務取扱規程（平成18年つくばみらい市訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 みらい平市民センター市民窓口課は、届書等の受理をしたときは、届書等の左上部余白にみらい平市民センター市民窓口課の印を押すものとする。

第4条中「谷和原庁舎市民窓口課」の次に「及びみらい平市民センター市民窓口課」を加える。

第5条及び第6条中「及び谷和原庁舎市民窓口課」を「、谷和原庁舎市民窓口課及びみらい平市民センター市民窓口課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。